

令和 2 年度就学援助制度のお知らせ

開成町教育委員会

就学援助制度とは、経済的理由のため就学困難な学齢児童及び学齢生徒に就学に必要な学用品費、給食費等の援助をする制度です。

当該児童生徒の世帯の所得金額をもとに、学校長の所見等を参考に検討し、認定された方がこの制度を受けることができます。希望される方は、次により申請してください。

1 援助を受けることができる家庭のおおよその目安

【参考例】 前年の世帯全体の所得額（※ 1）が生活保護基準額（※ 2）の 1. 3 倍以下の世帯

人数	世帯全体の所得額	世 帯 の 構 成 員 例
2 人	約 2, 3 1 5, 0 0 0 円	母 (40 代)、子 (小学生 1 人)
4 人	約 3, 2 9 7, 0 0 0 円	父 (40 代)、母 (40 代)、子 (中学生 1 人、小学生 1 人)

※ 1 前年の所得額＝所得金額－（社会保険料＋障害者控除）

※ 2 生活保護基準額は、各世帯の構成、年齢などにより異なります。上記はあくまでも目安です。

2 申請方法

【提出していただく書類】

① 就学援助費交付申請書

- ・申請書は、町 HP でダウンロードしていただくか、小学校、中学校及び教育委員会学校教育課の窓口で配布します。
- ・小学校と中学校に在籍する場合は、小・中学校別々に一枚ずつ作成し、それぞれの学校に提出してください。

② 世帯で収入を得ている者全員の前年中（平成 31 年（令和元年）1 月～12 月）の所得を証する次のいずれかの書類。

所得を証する書類の提出がない場合は審査、認定ができませんので必ず期限までに提出してください。

A：昨年の収入が給与所得のみの場合 ⇒ 令和元年分の源泉徴収票（写） ※勤務先が複数の方はすべて

B：A 以外の所得税確定申告書を提出した方 ⇒ 令和元年分の確定申告書（写）

C：町へ町県民税申告書を提出した方 ⇒ 令和 2 年度町県民税申告書（写）

D：令和 2 年度町県民税課税証明書 ⇒ 上記の A・B・C のいずれも添付できない方

※ D の書類のみ、町役場税務窓口課（役場 1 階）での発行が 6 月 1 日以降になりますので、①の就学援助費交付申請書のみを先に提出し、D の書類は 6 月 1 日以降すみやかに、学校名・学年・児童生徒氏名を記入し、町教育総務課に直接提出してください。

※ ①の申請書だけでは、審査、認定ができません。②の提出がない場合や、提出が遅れた期間は、支給対象となりませんので特にご注意ください。

【提出先】 お子様が在学している学校に提出してください。

※児童、生徒を通じて提出される場合は、学校あて封書で提出し、確実に手渡されたかを確認してください。

【提出期限】 令和2年6月10日（水）まで（期限厳守）

- 【注意事項】
- ・新入学児童、生徒（小中学校1年生）で新入学学用品費の事前支給を受けている場合、その費目のみ対象とはなりません。
 - ・生活保護世帯については、生活保護費に教育扶助が含まれていますので、この制度は該当しませんが、修学旅行費のみ対象となりますので、援助を希望される方は申請書を提出してください。
 - ・就学援助費交付申請書には、住民登録上の世帯員全員の氏名を記入し、所得を証する書類は父母の分だけでなく、世帯員全員（住民登録上の世帯員のうち児童、生徒等を除く）のものを添付してください。
 - ・小学校と中学校の両方に在籍する場合は、就学援助費交付申請書は小・中学校別々に一枚ずつ作成し、それぞれの学校に提出してください。（この場合、所得を証する書類は、中学校の申請書にだけ添付し、小学校の申請書への添付は省略されても構いません。）

3 援助の決定

提出された書類等に基づいて審査し、教育委員会より7月上旬頃に結果を保護者の方へに通知します。

4 その他

- ・提出された書類は、教育委員会において厳重に取扱います。

※ ご不明な点については、教育委員会学校教育課

（☎ 8 2 - 5 2 2 1）までお問い合わせください。